**特 定 共 同 住 宅 等 の 適 合 仕 様 票**

１　添付書類

案内図、配置図、平面図、立面図、矩計図、その他特定共同住宅等の仕様が確認できる図書及び計算書（計算に係る入力値等を明示した図書を含む。）

２　特定共同住宅等

|  |
| --- |
| ①適用範囲　 |
| (5)項ロ | □(5)項ロ（独立した用途に供される部分なし。） |
| □(5)項ロ（独立した用途に供される部分あり。）□独立した用途に供される部分は、150㎡ごとに区画している。 |
| □令8の規定により他の用途に供される部分と区画された（５）項ロ□他の用途に供される部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画している。 |
| (16)項イ | □(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハの用途以外の用途に供される部分が存しない(16)項イ□(5)項ロの床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の1/2以上である。□(5)項イにあっては、各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下である。(6)項ロ及びハにあっては、次の施設であり、かつ、各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下である。□有料老人ホーム　□福祉ホーム　□認知症高齢者グループホーム □障害者グループホーム |
| □令8の規定により(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハの用途以外の用途に供される部分と区画された(16)項イ□(5)項ロの床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の1/2以上である。□(5)項イにあっては、各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下である。(6)項ロ及びハにあっては、次の施設であり、かつ、各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下である。□有料老人ホーム　□福祉ホーム□認知症高齢者グループホーム　□障害者グループホーム□他の用途に供される部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画している。 |
| ②特定共同住宅等の類型 |
| □二方向避難型 | □５階以下　　□１０階以下　　□１１階以上 |
| □開放型 | □５階以下　　□１０階以下　　□１１階以上 |
| □二方向避難・開放型 | □１０階以下　□１１階以上 |
| □その他 | □１０階以下　□１１階以上 |
| ③通常用いられる消防用設備等（④の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に代えようとする通常用いられる消防用設備等） |
| 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。） | □消火器具　□屋内消火栓設備　□スプリンクラー設備　□屋外消火栓設備　□動力消防ポンプ設備　□自動火災報知設備□非常警報器具・設備　□避難器具　□誘導灯・標識□連結送水管　□非常コンセント設備 |
| 住戸利用施設 | □屋内消火栓設備　□スプリンクラー設備　□屋外消火栓設備□動力消防ポンプ設備　□自動火災報知設備　□非常警報器具・設備　　　　　　 |
| ④必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（③の通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等） |
| 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。） | □消火器又は住宅用消火器及び消火器具□共同住宅用自動火災報知設備□住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備□共同住宅用連結送水管□共同住宅用スプリンクラー設備□共同住宅用非常コンセント設備 |
| 住戸利用施設 | □住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備□共同住宅用自動火災報知設備　　□共同住宅用スプリンクラー設備 |

３　特定共同住宅等の位置、構造及び設備

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内　　　　　　　　　　　　　容 |
| 主要構造部等 | □主要構造部は耐火構造である。 |
| □共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料である。 |
| □住戸等の床又は壁は、耐火構造である。 |
| 住戸等の外壁に面する開口部 | □住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に、外壁面から0.5ｍ以上突出した耐火構造のひさし等を防火上有効に設けている。 |
| □住戸等に接する他の住戸等の開口部（直径15ｃｍ以下（防火設備が設けられたもの）及び100ｃ㎡以下の換気口等を除く。）相互間の距離は、0.9ｍ以上である。□上下に設けられた開口部（直径15ｃｍ以下の換気口等を除く。）相互間の距離は、3.6ｍ以上である。□開口部相互間の距離は、3.6ｍ未満であるが上下に設けられた開口部（直径15ｃｍ以下の換気口等を除く。）に防火設備である防火戸を設けている。□開口部相互間の距離は、3.6ｍ未満であるが住戸等への延焼防止措置（検証により防火設備の設置を要しない。）を講じている。（計算式を添付） |
| 住戸等と共用部分を区画する壁の開口部 | □主たる出入口は、自動閉鎖装置付きの防火設備である防火戸である。 |
| □主たる出入口以外の開口部（換気口等を除く。）は、防火設備である防火戸である。 |
| □換気口等（開放性のある共用部分に面する直径15ｃｍ未満の換気口等を除く。）には、防火設備を設けている。 |
| □開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等である。 |
| □上記以外の特定共同住宅等である。□住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている。□住宅等の開口部の合計面積が１の住戸等につき4㎡（共用室にあっては8㎡）以下であり、１の開口部の面積は、2㎡以下である。 |
| 床又は壁を貫通する配管等及び貫通部 | □配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管、その他これらに類するもの（　　　　　　　　　　　）としている。 |
| □配管等の呼び径は、200ｍｍ以下である。 |
| □配管等を貫通させるために設ける開口部は、直径300mmの円の面積以下である。 |
| □開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に２以上設ける場合は、開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200mm以下の場合にあっては200ｍｍ）以上である。 |
| □配管は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号イ又はロに適合している（配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で処理している。）。 |
| □配管等及びそれらの貫通部は、平成17年消防庁告示第4号の基準に適合していると認められたものである。 |
| 光庭　　　 | □光庭なし |
| □光庭あり |
| □特定光庭以外の光庭である。□開口部が受ける熱量が10ｋｗ/㎡未満である。（計算式を添付） |
| □避難光庭である。□開口部が受ける熱量が10ｋｗ/㎡未満である。（計算式を添付）□避難する者が受ける熱量が3ｋｗ/㎡未満である。（計算式を添付）□避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満である。□高さを幅で除した値が2.5以上であるが煙層の温度上昇が4ケルビン未満である。（計算式を添付） |
| □特定光庭である。 |
| 特　　　　　定　　　　　光　　　　　庭 | 特　定　光　庭　に　面　す　る　開　口　部 | 廊下又は階段室が面している場合 | □特定光庭の下端に設けられた開口部は、常時外気に開放され、かつ、開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の50分に1以上である。□特定光庭に面する１の開口部の面積が2㎡以下で、かつ、１の住等の開口部の面積の合計が4㎡以下である。□開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備を設けている。 |
| 上記以外の場合 | 【開口部】□特定光庭に面する開口部には、はめごろしの防火戸を設けている。 |
| □特定光庭に面する開口部には、次の基準に適合しているため防火戸を設けている。・特定光庭に面して平成１４年消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分が設けられている。 |
| □特定光庭に面する４階以下の階の開口部には、次の基準に適合しているため防火戸を設けている。・特定光庭の下端に設けられた開口部は、常時外気に開放され、かつ、開口部の有効断面積が1㎡以上である。 |
| 【開口部の相互間の水平距離】□異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離（開口部の上端から上方に垂直距離1.5ｍ以上又ははめごろしの防火戸が設けられている場合は0.9ｍ以上の範囲にある開口部を除く。）は、次の基準に適合している。・同一の壁面は0.9ｍ以上（開口部相互間の壁に0.5ｍ以上突出したひさし等が防火上有効に設けられている場合を除く。）・異なる壁面は2.4ｍ以上（はめごろしの防火戸が設けられている場合は2.0ｍ以上） |
| 【開口部の垂直距離】□異なる住戸等の開口部の垂直距離（同一の壁面に設けられた開口部の側端から水平方向に0.9ｍ、異なる壁面に設けられた開口部の側端から2.4ｍ（はめごろしの防火戸が設けられている場合は2.0ｍ）以上の範囲にある開口部を除く。）は、次の基準に適合している。・異なる住戸等の開口部の垂直距離は1.5ｍ以上（はめごろしの防火戸が設けられている場合は0.9ｍ以上、同一壁面上の開口部相互間の壁に0.5ｍ以上突出したひさし等が防火上有効に設けられている場合を除く。） |
| 【開口部面積】□1の開口部の面積が1㎡以下であり、かつ、１の住戸等の１の階の面積の合計は2㎡以下である。 |
| □特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設けない。 |
| □特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設けるが、次の基準に適合している。・告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭である。・防火上有効な措置が講じられている。 |

４　特定共同住宅等の類型

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | 　　　　　　　　　　　内　　　　　　　　　　　　　容 |
| 二方向避難型 | □階段室等により、二方向避難を確保している。 |
| □階段室等及びバルコニー等に設けたハッチ式避難器具（金属製避難はしご、救助袋等に限る。）により、二方向避難を確保している。 |
| □住戸等の外気に面する部分に、幅員0.6ｍ以上のバルコニー等を避難上有効に設けている。 |
| □バルコニー等に面する住戸等の外壁に、直径1ｍ以上の円が内接することができる開口部又は幅及び高さがそれぞれ0.75ｍ以上及び1.2ｍ以上の開口部を設けている。 |
| □隣接するバルコニー等に設ける隔板等は、難燃材料で容易に破壊でき、開口部等の寸法は幅0.6ｍ以上、高さ0.8ｍ以上である。 |
| □隔板等には、避難経路として使用される旨、開放等する方法、物品を置くことを禁ずる旨の表示をしている。 |
| 開　　　　　放　　　　　型 | □すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等（同一の特定共同住宅等を含む。）の外壁との中心線から1ｍ以上離れている。 |
| □廊下及び階段室等の一部が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1ｍ未満である。□1ｍ未満である部分が廊下端部を含んでおり、当該外気に面しない部分の長さが、6ｍ以下で、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下である。□1ｍ未満である部分が廊下端部を含まず、風雨等を遮るために設ける壁の基準に適合している。□「煙の降下状況を確認する方法の手順」によって、非開放部分を含む廊下全体を床面からの高さ1.8ｍまで煙が降下しないことを確認した。（計算式を添付） |
| □すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していない。 |
| □エントランスホール等は直接外気に開放されている。□エントランスホール等は直接外気に開放されていないが、次の基準に適合している。・避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等（就寝を伴わない共用室又は管理人室を除く。）から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路がある。・エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらない。避難階以外の階にわたる場合は、エントランスホール等が耐火構造の床又は壁（開口部にははめごろしの防火戸）で避難階以外の階と区画する。 |
| 廊　下　型 | □すべての階の廊下は、次の基準に適合している。・各階の廊下は、外気に面する部分の面積が当該階の見付面積の3分の1を超えている。・廊下の外気に面する部分の上部に垂れ壁等は設けない。垂れ壁等を設ける場合は、垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30ｃｍ以下とする。・手すり等（さく等の開放性のあるものを除く。）の上端から垂れ壁等（天井）までの高さは、1ｍ以上である。・外気に面する部分に風雨等を遮るための壁等は設けない。風雨等を遮るための壁等を設ける場合は、壁等の幅は2ｍ以下で、かつ、壁等の相互間の距離は１ｍ以上とする。 |
| 開　放　型 |
| □各階の廊下は、「煙の降下状況を確認する方法の手順」によって、床面からの高さ1.8ｍまで煙が降下しないことを確認した。（計算式を添付） |
| □廊下の外気に面しない部分の長さは6ｍ以下で、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下である。 |
| 階段室型 | □平成１４年消防庁告示第７号に適合する開口部を有している。 |
| □各階の廊下は、「煙の降下状況を確認する方法の手順」によって、床面からの高さ1.8ｍまで煙が降下しないことを確認した。（計算式を添付） |